

山梨県公報

号外第六十六号

平成二十九年

十二月十四日

木 曜 日

目 次

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数……………一
- 政治団体の名称等の届出……………二

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第六十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十九年十二月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

一四、〇三五

山梨県選挙管理委員会告示第六十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十九年十二月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

一八三、六二三

山梨県選挙管理委員会告示第六十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十九年十二月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ 彥

選挙区名

三分の一の数

西八代郡

四、六二六

南巨摩郡

一〇、八七一

中巨摩郡

五、一三一

南都留郡

一二、八三三

甲府市

五二、四五一

富士吉田市

一三、九三七

都留市・西桂町

九、九〇九

山梨市

一〇、〇五七

大月市

七、三九七

韮崎市

八、四三一

南アルプス市

一九、七四三

北杜市

一三、七三八

甲斐市

二〇、四七一

笛吹市

一九、五二三

上野原市・北都留郡

七、三六一

甲州市

九、二二八

中央市

八、二二二

山梨県選挙管理委員会告示第六十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条及び第十七条第一項の規定による届出が次のとおりであった。

平成二十九年十二月十四日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ ぶ

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称		代表者氏名		会計責任者氏名		主たる事務所の所在地		異動年月日	届出年月日
	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧		
新	滝川みゆきと共にあゆむ「なの花会」		木村富貴子				西八代郡市川三郷町楠甫二九九―三		平成二十九年九月二十九日	平成二十九年十一月二十九日
旧		笠井雄一後援会	依田重男	笠井雄一			西八代郡市川三郷町楠甫七七七		平成二十九年九月二十九日	平成二十九年十一月二十九日
旧			八代静枝						平成二十九年十一月三十日	平成二十九年十二月四日

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
日本維新の会衆議院山梨県第1選挙区支部	小沢鋭仁	柴田寧	甲府市徳行二―一六―二八	平成二十九年九月三十日	平成二十九年十一月二十八日
山梨維新の会	小沢鋭仁	柴田寧	甲府市徳行二―一六―二八	平成二十九年九月三十日	平成二十九年十一月二十八日
小沢さきひとを支援する南高希望の会	渡辺富裕	宮内啓友	甲府市徳行二―一六―二八	平成二十九年十一月三十日	平成二十九年十二月五日
希望の会	高原仁	桜井英雄	甲府市徳行二―一六―二八	平成二十九年十一月三十日	平成二十九年十二月五日